様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

令和８年１１月１８日

桑折町議会議長　原　賢志　様

桑折町議会議員

６番　岡本　貴士　㊞

一般質問通告書

桑折町議会会議規則第６１条第２項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
鎮痛剤など一部処方薬で薬剤費25%が追加負担となることについて／令和９年３月開始	令和９年３月から、国民健康保険や後期高齢者医療制度を含む公的医療保険制度において、一般用医薬品（市販薬）と成分等が共通する「OTC類似薬」の保険給付が見直される。今回の制度改正では、解熱鎮痛薬、抗アレルギー薬、湿布薬など77成分、約1,000品目を対象に、従来の自己負担に加え、薬剤費の４分の１に相当する特別の料金が患者負担となる。これにより、対象医薬品を継続的に使用する患者、とりわけ高齢者や低所得者への経済的影響が懸念される。 以上を踏まえ、次の５点について伺う。 （1）制度改正による町民への影響について 今回の制度改正により、町内の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者に生じる経済的影響について、町はどのように認識しているか。また、対象となる被保険者数や自己負担増加額について、現時点で把握又は推計しているか。	町　長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

	（2）高齢者及び低所得者への影響について 対象医薬品を継続的に使用する高齢者や低所得者に対しては、薬剤費の負担増加が日常生活に影響を及ぼすことが懸念される。こうした住民への影響について、町はどのように認識しているか。 （3）受診控え及び服薬中断への対応について 薬剤費の自己負担増加に伴い、必要な受診の抑制や服薬の中断につながることが懸念される。町は、こうした影響をどのように認識し、必要な医療へのアクセスを確保する観点から、どのような対応が必要であると考えているか。 （4）制度改正に関する周知について 制度改正の内容や患者負担の変更、特別の料金の対象外となる場合の取扱いについて、町民に対してどのような周知を行う考えか。また、高齢者等にも分かりやすく情報を提供するため、どのような方法を検討しているか。 （5）関係機関との連携について 制度改正に伴う町民からの相談に適切に対応するため、医療機関、薬局及び関係機関との連携が重要であると考える。町は、関係機関との情報共有や相談対応について、どのように取り組む考えか。 以上	